

人権のひろば

特別寄稿 暴力団を追い込んだ民事裁判

篠崎 芳明 弁護士

人権

インタビュー

人間の真の価値は弱い人のためにどれだけ自分を犠牲にし行動できるかだ

チャック・ウィルソン

世相望見 ～ふつつか者の人権コラム～

〈新連載〉

池田 克彦 第88代警視總監

〈新連載〉

補訂 人権よろず困りごと相談

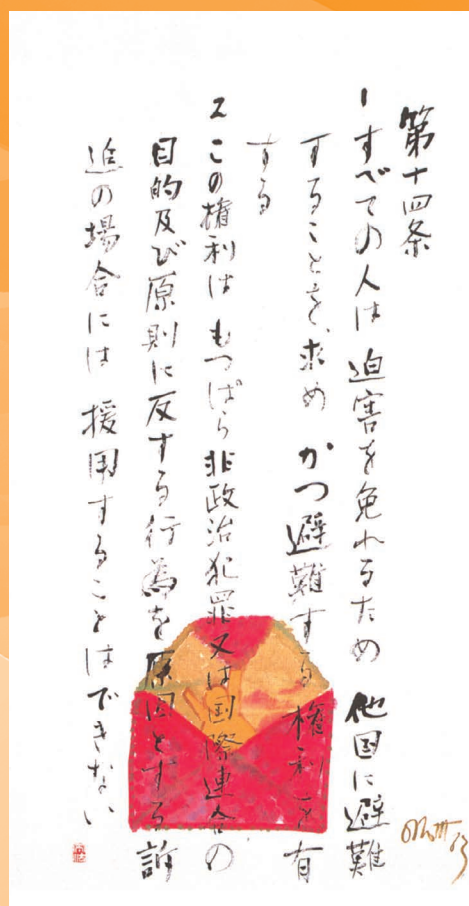
公益財団法人 人権擁護協力会

令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

人権侵犯事件 ～法務省の人権擁護機関の取組～

2026.5

No.169



小木太法書 世界人権宣言啓発書画
オタビオ・ロス画



編集・発行 公益財団法人人権擁護協力会

編集協力 全国人権擁護委員連合会



暴力団を追い込んだ 民事裁判

特別寄稿

弁護士
篠崎 芳明

Profile しのぎき よしあき

昭和35年3月 日本大学第三学園（中・高）卒業
昭和39年3月 日本大学法学部卒業
同年10月 司法試験合格（19期）
昭和42年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成元年4月～3年3月 日本弁護士連合会 民事介入
暴力対策委員会 委員長
平成4年4月～5年3月 東京弁護士会副会長
平成5年3月～9年2月 総務庁 地域改善対策協議会委員
平成9年11月 警察庁長官から暴力追放荣誉金賞
受賞
平成24年1月～現 全国暴力追放運動推進センター
理事

1. ヤクザの利用

日本には、古くから通称ヤクザなる反社会的勢力が存在して、社会の法秩序を破壊し市民の人権を侵害しています。

欧米では、マフィアは結成自体犯罪ですが、暴対法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）は暴力団の存在を許容しています。彼らは、古く江戸時代では「蛇の道は蛇」との格言があるとおり、いわゆる裏社会に通じているから犯罪の予防と犯人検挙に有用だとして、岡っ引き（目明かしとも言つ）に活用されてきました。江戸幕府は（藩も）、財政難であったので、カ

ネを使わずに社会秩序の維持を図る工夫として、ヤクザを無償で活用したのです。何の対価も支払われないにもかかわらず彼らはよく働きました。岡っ引きが開帳する賭場（当時も賭場開帳は禁止されていました）は黙認されたからです。岡っ引きは同心に使われている下っ端に過ぎないにもかかわらず、ヤクザ社会の呼び名で「親分」と呼称されました。

日本社会では「毒も使えば薬になる」との考え方が長い間支持されており（現在ではコンプライアンス違反になります）ついでこの間まで、一部企業（市民は彼らに「みかじめ料」を支払って用心棒、取立屋、地上げなどに使っていました。一部大企業は

株主総会を短時間で平穩に終えるために「総会屋」として活用しました。

日本社会は、長い間ヤクザの存在を認め、これを便利に活用していたのです。

私は、昭和50年代から暴力団を相手方として、民事裁判を活用して民事介入暴力（民事上の不法行為）の被害を予防し損害の回復を求める仕事に取り組んでいます。その頃は、ヤクザを主人公にした日本映画は人気を博しており、浪曲でも清水次郎長（ヤクザ）はヒーローでした。

2. 社会認識の変化

現在では、暴力団（ヤクザの別称）は、

社会の敵であり、暴力団に利益を供与することは、反社会的行為と非難されます。

この経緯を簡単に説明しますと、戦後一挙に増加した暴力団（博徒、テキ屋、愚連隊の総称）の資金源は、伝統的資金源である覚醒剤等の密売、恐喝、賭博及びノミ行為（いずれも犯罪）でした。これに対して、警察が治安を維持するために「頂上作戦」などで厳しく取り締まりを実施した結果、弱小暴力団は消滅又は大暴力団に吸収されましたが、残った暴力団は、民事介入暴力なる新たな資金源を工夫して巧みに検挙を免れ、いわゆる知能化、広域化、大規模化を進めて不法に莫大な利益を獲得しました。

当時の警察は、悪質な債権取立行為などの民事介入暴力に対しては「民事不介入」として警察権を発動しなかったため、正にやりたい放題でした。更に暴力団は、傍若無人な銃器を使用する対立抗争にて社会に大きな不安と迷惑を及ぼすようになり、暴力団の無法は、当時社会問題になりました。

日弁連は、昭和56年に民事介入暴力対策委員会を設置し、国は、相次いで各種の施策（平成3年5月15日の暴対法制定、平成19年6月19日のいわゆる行動指針公表、全都道府県に制定が完了した平成23年3月18

日の東京都及び沖縄県の暴力団排除条例制定など）を講じました。暴排条例では、みかじめ料の支払いをする者に対する刑事罰までが規定されています。

私は、当時（昭和50年代）友人弁護士に「暴力団は市民の人権を侵害し法秩序を破壊する社会の敵だから撲滅しなければならぬ」と述べたところ「撲滅なんてできるわけがない。そんなことを言っていると殺されるぞ」と冷笑されました。

日本社会の暴力団に対する現在の認識を考えると、正に今昔の思いです。

3. 暴力団の衰退と民事裁判

警察庁によれば、全国の暴力団員（準構成員を含む）は、令和6年末時点で前年比1,600人減の18,800人。20年連続で減少し、過去最少を更新したとのこと。現に、銃器を使用した対立抗争は激減し、民事介入暴力も殆どなくなりました。

我々弁護士は、昭和50年代から暴力団被害の予防と損害回復のために暴力団を相手として多くの民事裁判を経験しています。が、これらの裁判で認められた判例が暴力団を衰退に追い込む大きな契機になったこ

とは紛れもない事実です。ここで「暴力団を追い込んだ裁判」をいくつかご紹介申し上げます。

4. いちりき いっか 一力一家組事務所 追放訴訟

裁判所は、この裁判（保全処分）の決定文に「何人にも生命、身体、財産等を侵されることなく平穏な日常生活を営む自由ないし権利があり、この権利等は、人間の尊厳を守るための基本的、かつ、重要不可欠な保護法益であって、物権の場合と同様に排他性を有する固有の権利であるというべきであるから、…人格権が…違法に侵害されたり、又は侵害される恐れがある場合には、…人格権に基づいて、…その行為の差止、又はその原因の除去を請求できる…」と記載して暴力団対抗法理として市民の「人格権」の存在を認め、暴力団の事務所は、存在自体近隣住民の人格権を侵害するとして、組事務所の使用を差し止めました。

この事件の発端は、昭和60年夏に始まったいわゆる山一抗争（山口組と一和会の対立抗争）のさなかに、暴力団（一力一家）が静岡県浜松市の新幹線浜松駅近くに組事



務所を移転したことにあります。

移転先の周辺住民が警察の指導の下に、暴力団組事務所の移転に反対する運動を展開したところ、暴力団がこの運動により精神的損害を被ったとして、静岡地方裁判所浜松支部に、自治会役員9名を被告らとして、1,000万円の支払いを求める損害賠償（慰謝料）請求訴訟を提起したのです。

この民事訴訟（被告事件）を受任した浜松市在住の若手弁護士らで構成した弁護士団が、昭和62年6月12日暴力団事務所の追放を求める「逆提訴」を公表したところ、弁護士団長（三井義廣^{よしひろ}弁護士）が、同月18日一家の組員に背中をナイフで刺傷されて重傷を負ったのです。この弁護士刺傷により、現地弁護士団と住民に暴力団への恐怖心が沸き起こり、組事務所の追放を求める逆提訴は事実上遂行が困難となりました。

そのような中、現地弁護士団員が日弁連民事介入暴力対策委員会に出席して、緊迫している現地の状況を報告し、このままでは「逆提訴」は困難だから、暴力団事務所が存続してしまふ、日弁連民暴委員会が逆提訴（組事務所追放訴訟）を続行してほしいと目に涙を浮かべて要請しました。日弁連民暴委員会の意見は賛否両論に分かれました（暴力団は怖いから反対という意見もありました）が、民主主義の根幹である司法制度を（弁護士刺傷という）暴力で蹂躪する暴力団の行いを容認することはできない、このまま終われば、暴力団に「困ったときは弁護士を刺せばよい」との誤解を与えかねない。暴力団に、弁護士を刺せばこんなに酷いことになるということをしっかり教

えなければならぬとの意見が多数を占め、日弁連弁護士団を結成する意見でまとまりました。

しかし、民暴委員会（正、副委員長）は、当時の日弁連執行部（会長、事務総長）から、日弁連の名前を出して取り組んだ結果、悪い結果（組事務所の存続）となれば、日弁連の信用に傷がつく、勝訴が確信できない以上は日弁連の名前を出してはならない、民暴委員の有志が個人としてかわることにせよ、現委員長は、日弁連が関与していると誤解されるから弁護士団長に就任してはならないなどの指導を受けました。

そこで、現委員長は弁護士団に参加せず、民暴委員の有志が個人の資格で弁護士団を組成すること、全国の弁護士に弁護士団への参加を呼びかけること、弁護士は無償かつ交通費などの実費はすべて自己負担とすること（市民には経済的負担をかけない）などを決めました。暴力団事務所追放裁判は、住民が提起するものであり、弁護士はあくまでも代理人にすぎません。暴力団に氏名を明らかにする委任状を何人出してくれるかが心配でしたが、最終的に497名の組事務所周辺住民から委任状が出され、昭和62年8月3日に現地に新弁護士団の結

成大会が行われました。あらたに結成された弁護団の団長に宮崎乾朗^{みやざきけんろう}弁護士（日弁連民暴委員会前委員長・大阪）が選任され、副団長以下は団長が指名し、日弁連弁護団の結成を強硬に主張した現副委員長の私は筆頭副団長に指名され、申立書面の作成を命じられました。

宮崎乾朗団長は、委任状を提出してくれた市民に「俺は（暴力団から市民を守る）弾よけである」と演説して、警察から（暴力団を挑発するとして）叱られました。が、まさに命がけの心意気が宮崎団長と弁護団135名の本心でした。

本件は、昭和62年8月2日新弁護団結成、同月9日申立、10月9日に（組事務所の使用を差し止める）民事保全決定が発令されました。

ところが、暴力団は保全処分発令後も事務所の使用を止めなかったので、間接強制の申立を行った結果、ようやく事務所の使用が止まりました。そして、翌年2月20日に裁判上の和解が成立して一切が解決に至りました。

思えば、民事保全申立からわずか半年という短期間での解決でした。

この裁判は、市民が民事裁判手続きで暴

力団の組事務所を追放した初めてのケースでした。この裁判結果は、大きく報道され、この判例を根拠にその後全国各地で暴力団事務所の撤去請求裁判が数多く提起されることとなりました。

5. 藤武訴訟^{ふじたけ}

裁判所は、この裁判で一次団体の暴力団組長は末端の者であっても所属組員が行った不法行為につき法的責任があるとして、三次団体の組員が行った殺人につき、遺族が求めた一次団体の山口組組長に対する損害賠償請求を認めました。

この裁判は、末端組員が行った殺人につき、一次団体組長の使用者責任を認めた初めての判例です。

平成7年8月、京都府警の藤武^{ふじたけ}巡査部長（44才）は、暴力団組事務所を警戒中に、山口組の組員に抗争相手組員と誤認されて射殺されました。藤武氏の遺族に対する損害賠償が行われなかったことから、遺族の相談を受けた大阪と京都の弁護士らは、平成10年に京都地方裁判所に実行犯、三次団体の組長及び山口組組長に約8,000万円の損害賠償金の支払いを求める民事訴訟

を提起しました。

京都地裁は、山口組組長の法的責任を否定しましたが、大阪高裁は、山口組組長の法的責任を認め、最高裁も平成16年山口組の下部組織（三次団体）の組員による発砲・殺害行為について、山口組組長の損害賠償責任を認容しました。その法的根拠は、民法715条1項の「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」との規定でした。山口組の下部組織の対立抗争における殺傷行為は、山口組の威力を利用しての資金獲得活動にかかるとする事業の執行と密接に関連する行為である。よって、山口組下部組織の組員による殺傷行為につき、そのトップである山口組組長は、民法715条による使用者責任を負うという論理でした。この判決は、暴力団組織の末端組員が一般人に死傷などの危害を及ぼすときは、行為者の顔も知らない組長が被害者に損害賠償責任を負担するとしたものであり、全国の暴力団組長に衝撃を与えました。

この判決以降、暴力団員による市民への殺傷行為は激減しています。

6. 特殊詐欺にかかると組長訴訟

国は、藤武訴訟の判決を受けて、暴対法に31条の2を新設し、指定暴力団の組員が資金獲得のために不法行為を行ったことが証明されれば、被害者は、暴力団トップの法的責任を問えることとして、容易に組長の責任を追及できるようにしました。

特殊詐欺の被害者から相談を受けた茨城県在住の民暴弁護士らは、平成30年に住吉会の会長と特別相談役を被告として、損害賠償請求訴訟を提起したところ、水戸地方裁判所は令和元年5月、暴対法31条の2を根拠に被告らの損害賠償責任を認めました。特殊詐欺について暴対法31条の2を根拠に、一次団体組長の法的責任を認めた初めての判決です。

この事件は、住吉会系の組員が周辺の者に「受け子」を探させて、犯行グループを組織したものであり「詐欺グループのメンバーを集める際に暴力団の威力を利用した」ものであって暴力団の威力を被害者に示したものでなかったのですが、裁判所は、これを暴力団の力を使った資金獲得に

あたるとして賠償責任を認定しました。

この判決は、特殊詐欺被害者の損害回復につながり、暴力団に大きな打撃を与える画期的な判決です。この判決以降、同様の理由で暴力団トップの法的責任を認める判決が次々に下されています。

7. 反社会的勢力の将来と弁護士役割

暴力団を相手方とする代表的な（新）判例を紹介しましたが、一力一家追放訴訟の裁判から明らかとなり、組事務所は、常に周辺住民から使用差し止め請求を受けるリスクを抱えており、現に多くの暴力団組事務所が市民の申立により、使用を差し止められています。藤武訴訟や特殊詐欺にかかる組長訴訟から明らかとなり、組長は組員の行った不法行為につき、いつ損害賠償請求を受けても不思議ではない立場であり、現に多くの組長が使用者責任を追及されています。

暴力団は、現に警察の厳しい監視下にあり、資金源活動は事実上実行困難です。

このように、今では暴力団を名乗るメンバーは皆無であり、暴力団を名乗るデメ

リットは無数です。現に、暴力団に新規に加入する若者は極端に減少しており、暴力団はいずれは消滅すると期待されます。しかし、最近では、警察庁が命名した「トクリュウ」なる新たな犯罪集団が生まれ、詐欺や強盗などにより、社会に大きな損害と不安を与えています。

我々弁護士は、市民の期待に応えて人権の擁護と社会正義の実現を目指して、新たな反社会的勢力に対しても、しっかりと対処する決意です。



人権擁護協力会の ホームページのご案内



今すぐ <https://k-jinken.or.jp/> へ Go!



公益財団法人
人権擁護協力会

「人権」= だれもが幸せに生きる権利・・・
公益財団法人 人権擁護協力会は
一人ひとりの人権が守られる社会作りを目指しています。

人権擁護協力会
について

出版物のご案内

人権啓発活動

入会・寄附
のお願い

ご注文・お問い合わせ
交通アクセス

人権擁護協力会とは

» 理事長のご挨拶

» 沿革

» 業績・財務情報

» 人権擁護協力会の活動

**人権擁護協力会
理事長のご挨拶**

21世紀、わたしたちは
一人ひとりの人権が守られる
「人権の世紀」を目指しています

公益財団法人 人権擁護協力会 理事長
中村 浩紹

会員募集中

《会員の特典情報》

- ・「人権のひろば」を無料でお届け!
- ・会員割引価格で書籍をご提供!
- ・税額控除が受けられる!

入会・寄附のお願い

人権のひろばバックナンバー販売中!
過去の記事 ホームページに一部掲載

人権のひろば
No.150
世界人権宣言

種をまこう
いっしょにこころをまこう! (人権って何だろう?)

種をまこう
いっしょにこころをまこう! (人権って何だろう?)

世界人権宣言
「人権のひろば」に詳しく紹介されています

世界人権宣言
「人権のひろば」に詳しく紹介されています

**改訂版
[第3版]
令和6年4月
発行**

**人権よろず
困りごと相談
—事例Q&A—
[第3版]**

**人権擁護委員必携
人権擁護機説・法令・例規編
(第六版)**

**インターネット
ご用心!**
15,000円 (税込16,500円)

ヒューマンライツストーリー
「人権のひろば」に詳しく紹介されています

書籍・冊子が
スマホ・PCから
簡単注文!



公益財団法人
人権擁護協力会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-2-17-48
TEL: 03-5298-3650 FAX: 03-5298-3651 kyouryokukai@k-jinken.or.jp